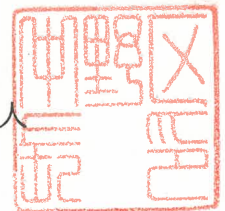


令和8年度労働報酬下限額について（告示）

令和8年度における労働報酬下限額を定めたので、中野区公契約条例（令和4年中野区条例第8号）第8条第3項の規定により、以下のとおり告示する。なお、工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額については、令和8年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省から公表され次第、告示する。

令和8年1月5日

中野区長 酒井 直人



工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1時間あたり1,510円
---------	--------------

※ただし、以下に示す施設（中野区外の施設）の指定管理協定に係る労働報酬下限額は、この金額によらず以下のとおりとする。

軽井沢少年自然の家	1時間あたり1,306円
-----------	--------------

